

丸亀市保育所等一時預かり事業及び丸亀市幼稚園型一時預かり事業並びに丸亀市障害児保育事業の要綱改正について

1. 幼稚園、こども園、保育所で行っている一時預かり事業において、実施終了時刻を超えて本事業を利用した場合、それに係る経費の一部として当該利用者から延長料金を徴収する規定を定める。また、幼稚園型一時預かり事業を行っている丸亀市立城坤幼稚園については、終了時刻を午後 4 時から午後 5 時に延長するよう改正を行う。

【改正理由】

一時預かり事業においては、実施終了時刻を超えて利用するケースが増えており、職員が時間外勤務にて対応しているため職員の負担増となっている。また、私立園においてはその経費に係る部分について園の規定により当該利用者から一部負担を徴しているところもあるため、令和 5 年 4 月から延長料金を徴収する規定を追加する。

また、城坤幼稚園では一時預かり事業を希望する利用者が多く、延長料金を定めることによりさらに負担が大きくなるため令和 5 年 4 月から実施時間を 1 時間延長して対応するよう改正する。

2. 障害児保育事業において、本事業の対象施設に幼稚園を加えるよう改正する。

【改正理由】

子ども・子育て支援法における特定教育・保育施設として認定された私立幼稚園において、今年度から障害児を保育するために加配保育士を配置している。

現在の補助対象者は私立保育園、私立認定こども園、私立小規模事業所であり、これに加え特定教育・保育施設となる私立幼稚園を対象とすることにより障害児保育を安定的に行うことができ、障害児保育の推進が図れるため。

なお、令和 4 年 4 月から加配保育士を雇用しているため、令和 4 年度から対象とする。